2020年4月1日改訂

スクールバス規程

第　1　章　　総　則

第１条　この規程の趣旨

ヨハネスブルグ日本人学校（以下「学校」と称す）スクールバスに関する管理運営及び利用については，この規程の定めるところによる。

第２条　スクールバスの定義

この規程においてスクールバス（以下「バス」と称す）とは，学校児童生徒の登下校に学校および学校運営委員会の承認を得て供される車両をいう。

第３条　基本方針

本校児童生徒の通学は，義務教育の性格からして各家庭の責任においてなされるべきものであるが，本学校には日本本国とは異なった社会的背景がある事を考慮し，家庭の事情により通学手段確保が困難な者を対象として，公共事業的に一部受益者負担によりバスを運行し児童生徒の登下校を補助する。この運行が円滑に行なわれることを目的とする。

第　2　章　　管　理

第４条　管理

バスの管理は学校運営委員会が委託契約した運行会社が行ない，学校が補佐する。

第５条　管理組織の設置

学校運営委員の中からバス担当運営委員を選出する。登下校のバス利用者保護者の中からバス委員を複数名選出し，バス委員長を選任する。バス担当運営委員，バス委員長，バス委員，バス担当学校教員でバス委員会を組織し，バス担当運営委員が具体的管理を行なう。更に，日常管理，定期的管理に関しては，学校事務職員または事務職員がいない場合は学校教員に依頼し，これを行なうことができる。

第６条　バスの点検

バスの点検は学校運営委員会が委託契約した運行会社が，バス生産自動車会社の発行しているスケジュールメインテナンスに従い定期点検を行う。ただし運転手により不具合発生報告を受けた場合はすみやかに整備，修理を施さなければならない。

第７条　運転手の管理

運転手の雇用は，学校運営委員会が委託契約した運行会社が行なうが，日常の労務管理は学校に委嘱する。

第　3　章　　運　行

第８条　運行ルート

運行ルートは，付則の基準に従い，利用者が変化した時は必要に応じて設定，見直しを行なう。運転手は，原則としてこの定められた運行ルートに従ってバスを運行しなければならないが，道路状況，利用者下車地域の状況に応じて安全が十分確保される場合に限り，この限りではない。

第９条　運行時間割

学校の終業時刻と配車の効率を考慮し，付則の基準に従い定める。

第１０条　運行の変更および停止

学校運営委員会，バス担当運営委員，バス委員長，学校管理者のいずれかが運行の変更または停止が妥当であると判断した場合，バス利用者の保護者にその旨事前連絡の上で，バスの運行を変更または停止することができる。

第　4　章　　利　用

第１１条　利用の資格

（１）学校児童生徒で付則の利用基準に該当する者とするが，学校運営委員会で特別に認められた者はこの限りでない。なお，この特別に認める行為は，緊急を要する場合バス担当運営委員が暫定的に代行することができるが，事後学校運営委員会の承認を必要とする。

（２）学校運営委員会，学校が必要と認めた場合，各種行事に関係者が利用できる。

第１２条　利用の申込み

（１）学校児童生徒の登下校の利用申込みは，規定の申込み書に利用理由等所定の必要事項を記入の上，バス委員に申請する。

（２）第１項以外の利用で学校行事以外の利用申し込みは，規定の申込み書に利用目的等所定の必要事項を記入の上，バス担当運営委員に利用１ヵ月前に申請する。

（３）学校行事に利用する場合は学校管理者の判断で利用する事ができ，申し込み等の手続きは不要である。

第１３条　利用の決定

（１）利用の決定は学校児童生徒の登下校利用を優先させ，次いで学校行事とする。

（２）申込みがあった場合，バス担当運営委員，バス委員長が資格審査を行ない資格に合致するもので付則２に定める運行ルート設定基準上居住地域が問題ないと判断される場合には利用が決定される。

第１１条（１）の特認が必要な場合，これらが認められれば利用が決定される。

第１１条（２）で認められた場合，利用が決定される。いずれも利用の可否が決定したならば申込み書に結果を記入の上，申請者に通知する。

第１４条　誓約書の提出および許可証の公布

利用が決定された者は,規定の誓約書に署名捺印の上提出し許可証を受けなければならない。

第１５条　利用許可の期限

本バスは，基本方針からして次の各項に該当する場合は該当時期を期限としてバス利用許可が消滅する。

（１）資格を満たさなくなった時点

（２）申込み理由が解消した時点

（３）住所を変更した時点

これら各項は全て利用者の申告とする。

第１６条　利用許可の取消および再許可公布

付則に定める「利用心得」および申込み書に違反があったと学校運営委員会が認めた場合，および第１５条の申告を故意に行なわなかったと学校運営委員会が認めた場合，学校運営委員会全員の合意によりバス利用許可を取消すことができる。また違反が改善された場合，新規申込により利用を許可することもできる。

第１７条　費用

費用は，保険料金，人件費を固定費とし，燃料各種油脂類を変動費として分類し，利用費決定の際の定義とする。

（１）保険は必ず加入する事。

（２）人件費は，毎年定期的に運営委員会で見直す。なお，諸物価の上昇率を見て，該当者から申請のある場合必要に応じて見直すことも可とする。

（３）バス所有台数は，利用者数，管理維持能力に応じて必要の都度見直し，適正台数とする事。

第１８条　利用料金

費用は受益者（児童生徒の保護者およびその他バスを利用する者）の負担を原則とするが，基本方針に照らし通学に供する場合に限り固定費を学校運営費から引当てる事ができる。この場合，学校運営委員会で固定費の学校運営費引当て上限を決め不足分は受益者が負担する。

（１）通学利用料金

固定費の学校運営費補助分を差し引く場合、不足分および変動費（前年実績から算出）の通学利用分（前年実績から算出）を通学利用者で分担する。翌学期の利用者数を推定し、学期毎に運営委員会で決定する。過不足が生じた場合は，学校運営費で調整する事ができる。

（２）学校行事利用料金

固定費の一部および変動費の過不足を学校運営費で調整する事から，特に使用料金は徴収しない。

（３）その他の利用料金

固定費，変動費共に前年度の運行実績から単位走行距離当たりの費用を算出し，利

用走行距離に応じて決める。但し，休日等で特別な出費を必要とした場合，全額利用者負担とする。

（４）利用料金の支払い

第１項については毎月々学費納入時，第３項については利用後，運行実績に応じ清算し利用後７日以内に学校に支払う。なお，第１項の通学料金は毎月１日から末日までの１ヵ月単位とし，その月１回でも利用した場合は１ヵ月分を支払う。

第１９条　事故等

バスの利用は，児童生徒の保護者個人および利用者のリスクで行なう。従って，不測の事態発生に関し，学校運営委員会，バス委員会，学校，バス利用者保護者ともその責任は一切免除される。

2020年4月1日改訂

スクールバス規程付則

１．この規程は，１９８８年４月１日から実施するが，第１１条利用の資格適用は新規申込み者から順次適用とし実施日当日利用者には適用しない。

２．運行ルート設定基準（ただし，児童生徒の通学に関してのみ。その他に関しては，この限りではない。）

運行ルートは，毎学年始めに学校運営委員会が委託契約した運行会社とバス委員が設定する。その設定に関しては次の基準に基づく。

①　１ルートの運行時間は，原則１時間以内とする。

②　DOOR TO DOOR　を原則とする。ただし，以下制約に該当する場合は，この限りではない。

１．運行ルート設定上の制約。N1内側を原則とするが、例外を認めざるを得ない場合は運行会社とバス委員会で話し合いのもとルートを設定できる。

２．運行時間上の制約。

３．下記③・④号上の制約

③　乗降車場所は，安全性・効率性を考慮して、バス委員・保護者が協議し決定する。原則、他者から乗降車した者がよく見通せる場所で，自宅から３００ｍ以内とするが、利用者宅がバス運行上支障（道路幅，急坂，折り返し場所が不適当等）ある場合は３００ｍ以上離れることも可とする。

④　自宅がバスルート圏外にあり保護者の個人送迎が困難な場合、下記条件を満たせば保護者勤務地等の保護者指定地でのバス乗降を認める。

- 保護者勤務地等の保護者指定地がバスルート内の安全な場所にあること
- 勤務地等の保護者指定地のセキュリティゲート内、もしくはゲート付近の防犯カメラ撮影範囲内での乗り降りとすること
- 保護者本人、もしくは保護者関係者が必ずバスまでの送迎を行うこと

⑤　乗降車場所から利用者宅までの全ての責任は，利用者，および利用者保護者とする。

⑥　運行ルートの変更は，利用者の変動に伴い，適宜行なわれるものとする。

３．運行時間割基準（ただし，児童生徒の通学に関してのみ。その他に関しては，この限りではない。）利用者の学部，学年別人数，バス台数，運行所要時間に応じて配車する。

①　学部，学年により終業時刻が異なり，適正乗車人員に満たない場合は，児童生徒の待ち時間を最大６０分として，学年単位で発車時刻を決める。この間，利用者は定められた場所で待機し，利用者保護者はその旨利用者に徹底させること。

②　バスの帰校時刻は，午後６時以前となるように出発時刻を決める。

③　時間割りは，原則として年間不変とするが，必要に応じて学期毎見直しできる。

４．利用者心得

①　乗車前手続き

下校時バスで乗車許可が与えられていてバスに乗車しない場合には，当日１２時５５分までに，また，一定期間乗車しない場合は，該当初日の１２時５５分までに

期間を明らかにして，乗りませんカードを日常バス管理者に提出しなければならない。定常通り乗車する場合は手続きを不要とする。登校時バスについては，乗車しない場合には、当日６時から６時３０分にバス担当学校教員および学校守衛に電話もしくはSMS連絡をしなければならない。

② 乗車時

乗車時，バス委員会から依頼された者は利用者をチェックする。異常がある場合，明らかになるまでバスを運行してはならない。利用者は，このチェックがバス発車５分前に行なわれるが，これに遅れないようにしなければならない。

③ 乗車中

乗車中は，車中を歩き回ったり，大声で騒いだり，ふざけたりしないで，シートベルト着用の上，静かに座席に座っていなければならない。車中での飲み物は許可するが、食，オーディオ関係の使用は禁止する。

乗車中は，窓を完全に閉める事を原則とする。しかし，冷房装置等の付設設備のない車両に関しては，運営委員会バス委員が認めた窓のみ開けることが出来る。

④ 降車時

利用者は，バスが停車するまで降車の動作を開始してはならない。

降車者は，バスが停車したら席を立ち，あわてないで下車し，運転手に挨拶をすること。

ただし，下校時バスについては，在宅確認を必要とする者に限り、保護者またはその代理者等の住宅が確認できなかった場合，利用者は降車出来ず帰校する。この場合，バス担当学校教員は利用者保護者が学校へ迎えに来るまで間，学校内にて利用者を預からなければならない。

⑤ 降車後

利用者は，降車後すぐにバスの前後を横断したり，道路に飛び出したりしてはならない。下車したらバスから離れ，バスの発車を待って次の動作を行なう。

運転手は，利用者が安全な場所に移動したのを確認し，ゆっくりと発車すること。

⑥ 利用者保護者の心得

利用者保護者は，この利用心得を利用者に徹底させなければならない。

５．運行管理

日常バス管理者は，運転手にバス運行記録を記録させ，バスの管理，費用，利用料金算出の資料を作ること。

６．その他

本規程を変える場合は，学校運営委員会の承認が必要である。

スクールバス委員会会則

第１条　（名称）　この委員会の名称は，ヨハネスブルグ日本人学校スクールバス委員会と称する。（以下単にバス委員会という）

第２条　（目的）　バス委員会はヨハネスブルグ日本人学校の児童生徒が利用するスクールバスの運行を安全かつ円滑に行なうために設置する。

第３条　（構成）　バス委員会は運営委員・学校担当者・バス利用者保護者より構成される。

（１）運営委員会バス委員は座長として総括的に管掌する。

（２）学校側はバス担当者１名を選出する。

（３）スクールバス利用保護者会にて，バス利用者保護者より１名のバス委員長を選出する。また，原則ルート毎に１名のバス委員を選出する。

（４）欠員が生じたときはその部内より補充する。

第４条　（任期）　バス委員の任期は４月１日より翌年３月３１日までとする。但し３月１日から３１日までの１ヵ月間は引き継ぎ期間とし，特にバスコース決定・ドライバーの教育につき新旧役員共同であたるものとする。

また，欠員補充者の任期は前任者の残任期間とする。

第５条　（業務分担）　バス委員会の業務は次の通り分担するものとする。

（１）	日常の車両管理	運行会社（主）	・運営委員会（副）
（２）	日常のドライバー管理	運行会社（主）	・学校（副）
（３）	バスルートの作成・調整	運行会社（主）	・バス委員長
（４）	予算・コスト管理	運営委員会（主）	・学校（副）
（５）	ドライバー雇用契約/派遣契約	運行会社（主）	・学校（副）
（６）	保険契約	運営委員会（主）	・学校（副）

第６条（運行コスト）　運行コストは受益者（児童生徒保護者）負担を原則とする。この原則にもとづき，バス代は毎年運営委員会で見なおし毎月の料金を決定する。またバス運行コストはドライバー賃金等固定費的要素のものが占めるウエイトの大きいことから極力安定的な数のバス利用者のあることが望ましく，このため毎月１日でもバス利用のあった場合は，その月のバス代を徴収するものとする。

第７条（バス運行原則）

バスは定員内で生徒乗車時間１時間以内に学校にもどることを運行の原則とする。このため，居住地及び定員，制限時間の関係でバス利用希望を受け入れない場合がある。

第８条（ドライバー雇用原則）

安全面で信頼のおけるドライバーを雇用することに最善を尽くすものとする。また採用後，安全にもとる行為のあった場合，別途定める就業規則に基づき，警告及び解雇の手続きをとるものとする。

ドライバーの派遣を受ける場合には，優良且つ信頼のおけるドライバーの派遣確保を最優先し，派遣元の選択並びに派遣契約を締結する。派遣されたドライバーが日本人学校スクールバスのドライバーとして相応しくないと学校運営委員会並びに学校管理者が判断する場合には，当該ドライバーの派遣中止を求めることが出来る旨定めた条項を派遣契約に盛り込むものとする。

第９条　（事故等）　バスの利用は基本的に児童・生徒保護者個人のリスクで行なう。

従って不測の事態発生時には，学校・運営委員会・バス利用者保護者共その責任は一切免除される。

第１０条　（会議）　バス委員会は次の場合に開催し協議する。

①運営委員会バス委員が必要と認めた時。

付　則

この会則は１９８４年（昭和５９年）６月１日より実施するものとし，毎年４月１日に内容の見直しと確認を行なう。